

## 財務 VOL.38

## 「協会けんぽ」と「医師国保・歯科医師国保」

今年4月に「医師国保・歯科医師国保」の保険料の改定があり、府県によっては大幅な値上げになりました。そのため、従業員さんの健康保険料が、「医師国保・歯科医師国保」よりも中小企業が一般的に加入する「協会けんぽ」の方が安く、変更されるといったことが起きています。

そこで、今回は「医師国保・歯科医師国保」と「協会けんぽ」の相違点を、主に保険料、各種給付内容という観点でご説明させていただきます。

### 健康保険料の違い

「協会けんぽ」は、給与を基準に計算される標準報酬月額に一定の保険料率を掛けて、保険料が決定(例えば大阪府では、医療保険 10.06%、介護保険 1.55%)します(※賞与に対しても、同様の保険料率を掛けた保険料がかかります)。扶養家族の人数が増えても保険料は変わりませんが、年間 130 万円以上の収入がある場合、扶養家族となることはできず、ご本人で健康保険に加入して保険料を納めなければなりません。以下は、標準報酬月額に対する保険料の具体例です(下記の保険料を医院と従業員で折半)。

標準報酬月額	医療保険	介護保険
118,000 円	11,870 円	1,829 円
142,000 円	14,285 円	2,201 円
220,000 円	22,132 円	3,410 円

それに対して、「医師国保・歯科医師国保」は、下記に大阪府の保険料を例示しておりますように、給与が増えても保険料は一定(賞与に対する保険料はかかりません)ですが、扶養家族が増えると保険料も増えます。また、「協会けんぽ」は従業員さんの保険料を医院が半額負担しなくてはいけないのに対して、「医師国保・歯科医師国保」は全額本人負担が原則です(半額等、一部負担されている医院も少なくありませんが)。

「医師国保・歯科医師国保」の月額保険料				
	従業員本人		従業員の家族	
	医療保険	介護保険	医療保険	介護保険
大阪一医師	12,800 円	3,300 円	10,700 円	3,300 円
大阪一歯科	15,000 円	3,300 円	8,500 円	3,300 円

### 健康保険加入者への各種給付金

従業員さんが出産やけが等で休職される際、「協会けんぽ」では手当金が支給されますが、「医師国保・歯科医師国保」では支給されなかったり、支給があっても金額等が異なります。

#### ●出産手当金

「協会けんぽ」では、出産前後の一定期間内で仕事を休んだ日数に対して標準報酬日額(給与を基準に計算される標準報酬月額を30で割った日割額)の2/3が出産手当金として支給されます。それに対して「医師国保・歯科医師国保」

では、出産手当金が支給されない場合が多いです(兵庫県医師国保では日額 3,000 円を支給)。但し、分娩費用に対して支給される出産育児一時金(42 万円)は、「医師国保・歯科医師国保」でも支給されますので混同されませんように。

#### ●傷病手当金

「協会けんぽ」では、従業員さんが病気やけがで働くことができない場合、仕事を休んだ日数に対して、出産手当金と同様に標準報酬日額の2/3が傷病手当金として支給されます。それに対して「医師国保・歯科医師国保」では、府県によって傷病手当金の支給の有無が異なります。大阪府・京都府・兵庫県・奈良県の医師国保及び大阪府の歯科医師国保では日額 2,800~4,000 円の支給がありますが、滋賀県・和歌山県の医師国保及び兵庫県・和歌山県の歯科医師国保では支給がありません。また、「協会けんぽ」では仕事を休んだ日数に応じて支給されるのに対し、「医師国保・歯科医師国保」では入院日数に応じた支給が多いです。

#### ●育児休業中の保険料

「協会けんぽ」や厚生年金は育児休暇中の保険料の納付が免除されますが、「医師国保・歯科医師国保」では育児休暇中も免除されません。但し、産前産後休業中は、「協会けんぽ」や厚生年金でも保険料の納付は免除されません。

### その他

#### ●厚生年金への加入義務

「協会けんぽ」に加入するには、必ず厚生年金にも加入しなければいけませんが、「医師国保・歯科医師国保」は単独で加入することが可能です。従って、勤務時間が短く社会保険の加入要件を満たしていない場合や、厚生年金の適用がない事業所(従業員を常時 5 人以上使用していない個人事業)であっても、「医師国保・歯科医師国保」への加入が可能です。

#### ●自家診療の取り扱い

「医師国保・歯科医師国保」では、加入者(ご家族・従業員さん含め)を自院で診療した場合の保険請求ができません。

### 最後に

一般的には、医院では従業員さんも含めて「医師国保・歯科医師国保」に加入するケースが多く見受けられますが、保険料負担の面では、給与額や扶養家族の人数によっては、「協会けんぽ」の保険料が「医師国保・歯科医師国保」より安くなることがあります。

また上述のように、「協会けんぽ」には、出産やけが等による休職時の給付内容が手厚いこと、自家診療による保険請求が可能であるなど、優位性が認められます。

それらを考慮して、再度、この機会に「協会けんぽ」と「医師国保・歯科医師国保」を比較検討いただければ幸甚です。